

保管振替制度における単元未満株式買取請求について

1. 制度について

- 会社法上、単元未満株式の買取請求は、株主が株式会社に対して行うことができる権利である（会社法第192条）。
- 会社法の規定を踏まえ、保管振替制度においても、実質株主に対し、その単元未満株式の買取請求が認められており、参加者及び機構（実質株主が参加者であるときは、機構）を経由してしなければならない（保振法第34条）。
- 機構は、実質株主たる参加者自身から又は実質株主たる顧客が参加者を經由して当該参加者から、単元未満株式の買取請求を受けた場合は、これを会社（株主名簿管理人）に取り次ぐ（株券等に関する業務規程第78条）。

2. 機構年間取次状況

| | 件数 | 株数 |
|------------------|---------|------------|
| 平成17年 | 43,257件 | 7,778,388株 |
| 平成18年 (11月まで) | 24,706件 | 4,143,429株 |

3. 請求フロー

